

平成23年10月19日
いの町技術監理課

減額変更を請求する場合における単品スライド条項の運用に関するお知らせ

工事請負契約書第25条第5項(契約保証金免除タイプの建設工事請負契約書で契約したものは第24条第5項)の規定(単品スライド条項)については、平成20年9月18日からより運用していますが、単品スライド条項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合においては、下記のとおり読み替えること等により対応することとしましたのでお知らせします。

記

1. 運用

「請負代金額の減額変更を請求する場合における単品スライド条項の運用について」により運用します。

2. 対象工事

- ・適用日以降に工期の末日を迎える工事又は新たに契約を締結する工事
- ・各品目ごと(鋼材類、燃料油等)に算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えて減額となるもの

3. 請求

- ・請求は工期末の2月前までに請求するものとします。
なお、工期の末日が平成23年12月31日以前である工事については、工期満了前であって、かつ平成23年11月30日までに請求するものとします。

4. 適用年月日

平成23年10月19日